2014年7月15日 第103期

商務部、「外資審査管理業務改善に関する通知」を公布 登録資本制度の変更を外商投資企業へも適用へ

トランザクションバンキング部

商務部は、2014年6月17日付で「外資審査管理業務改善に関する通知」(以下略称、通知)を公布しました。本通知は、今年3月の会社法改正」とそれに伴う「国務院の登録資本登記制度改革方案公布に関する通知」(国発 [2014] 7号) ²と「国務院の一部行政法規の廃止と改正に関する決定」(国務院令第648号)により登録資本制度が改定されたことを受け、外商投資企業の商務部としての関連規定をそれに準じて変更するという方向性を示したものです。

1、具体的な内容

- (1) 外資審査における変更点
 - ▶ 外商投資企業の初回出資比率、現金出資比率、出資期限の各制限が取り消されました。これらの制限は以前から会社法改正により取り消されていましたが、本通知により外商投資企業にも適用されることが明確にされました。払込引受出資額、出資方式、出資期限は企業投資者が自主的に決定し、合弁(合作)契約書、会社定款の中に記載し、各級商務主管部門が批復(回答)の中で明記するとされました。
 - ▶ 個別に規定されている特定業種を除き、最低登録資本制限が取り消されました。
 - ➤ 国発 [2014] 7 号にて規定された「登録資本払込引受登記制度を暫く実行しない業種」の 登録資本出資事項は、関連法律法規が改正されるまで、現行規定に基づき執行されます。 そして、「登録資本払込引受登記制度を暫く実行しない業種」を除いて、企業登録資本の 払込状況は審査されないとされました。

登録資本払込実額登記制の適用(=登録資本払込引受登記制度が暫く実行されない)業種 「登録資本登記制度改革方案」(国発 [2014] 7号)

- ✓ 募集方式によって設立された株式有限会社
- ✓ 商業銀行、外資銀行、金融資産管理会社、信託公司、財務公司、金融リース会社、自動車金融会社、消費者金融会社、マネーブローカー会社、村鎮銀行、ローン会社、農村信用合作聯社、農村資金互助社、証券会社、先物会社、ファンド管理会社、保険会社、保険専業代理機構、保険ブローカー、外資保険会社、直販企業、対外労務合作企業、融資性保証会社、労務派遣企業、質屋、保険資産管理会社、小口ローン会社

² 詳細は実務・制度ニュースレター第91期 http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314032603.pdf をご参照ください。



¹ 詳細は実務・制度ニュースレター第84期 <u>http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314022601.pdf</u> をご参照ください。

2014年7月15日第103期

▶ 上記変更点はありますが、2014年3月1日前に審査承認された外商投資事項は、元の契約、 定款の約定に基づいて出資義務を履行しなければならず、変更する場合は商務部に申請を 出す必要があります。また、企業登録資本と投資総額の比率については変更ありません。

(2) 外資統計について

▶ 出資後、「企業は投資者へ出資証明書を発行しなければならない」と明記されました。今まで出資証明書を実際に発行していた企業は多くないと思われますので、今後発行の手間が増える可能性があります。ちなみに、「会社法」にも出資証明書の発行についての記載はありますが、再度通知されたものと思われます。

出資証明書に記載すべき内容

- ①企業名称、②成立日時、③登録資本、④投資者(株主)名称或いは姓名、⑤出資方式、
- ⑥払込済出資金額或いは合作を提供する条件内容、⑦出資払込日時、⑧出資証明書のコードと発行日時
- ▶ 企業が投資者へ出資証明書を発行してから 30 日以内に公章を押印した出資証明書副本 (写)と関連証明資料を所在地の商務主管部門へ提出する必要があります。出資証明資料 は主に以下ですが、これに限りません。

出資パターン	企業の提出資料		
現金或いはクロ	銀行の入金通知書(或いは同等の証明効力を有する文書)及び通知書		
スボーダー人民			
元で出資			
現物出資	現物移転と検査引取証書、価格設定根拠、所有権帰属証明書等		
無形資産出資	特許証明書、特許登記簿、商標登記証書等、無形資産出資に関連する		
	譲渡契約書、評価報告、投資各側の資産価値の確認文書等		
域内人民元投資	収益源泉企業の批准証書、利潤が発生した年度の財務報告表、利潤分		
	配に関連する董事会決議書;或いは清算所得源泉企業の清算報告;或		
	いは持分譲渡所得企業の批准証書、持分譲渡と関連する董事会決議		

2、験資報告要否の現状

会社法改正により「出資払い込み後、資本金検査機構を通じて資本金の検査、証明の発行を行う」という項目が削除され、会社設立時における工商局への験資報告書(=出資批准通り資本金が振り込まれたかの証明書)の提出が不要となっていますが、実際は験資報告書の提出が必要とされている規定も存在し、両者が混在している状況です。

一例として、2014年6月末時点では、会社登記時の験資報告は不要になっていますが、外貨管理局関連の規定は変更されておらず、資本金の元転には引き続き「出資確認登記表」が必要となります。

中国(上海)自由貿易試験区の企業については、2014年2月28日付の「中国(上海)自由貿易試験区建設を支持する外貨管理実施細則に関する通知」(上海匯発[2014]26号)により銀行にて出資確認手続を実施できるようになっています。現時点では、上海市の試験区外企業についても、実務上は験資機構による験資手続が必須とされておらず自ら外管局で「域外投資者の出資確認手続」を実施できるとされています。



2014年7月15日第103期

「登録資本登記制度改革法案」(国発[2014]7号)にて、「企業の実収資本は今後工商登記事項としない。会社登記時、験資報告を提出しなくてよい。」とされ、本通知により商務部でも同様の対応が行われることになりましたが、個別の条件下においては未だに験資報告書は必要とされており注意が必要です。会社法改定決定後に公布された各機関の関連規定についてまとめましたので、図表1をご参照ください。

【図表1:会社法決定後も、験資が必要とされている各部門の関連規定】

公布日	通達名	内容
2014/2/19	国務院令第648号改	第十七条 外資企業の分設、合併或いはその他原因により資本に
	定後の「外資企業法	重大な変更が発生した場合、審査機関の批准を経て、中国の登記
	実施細則」	会計士を招いて検証し験資報告書(=出資批准通り資本金が振り
		込まれたかの証明書)を発行しなければならない。
2014/2/19	国務院令第648号改	第二十九条 合弁各側の出資払込後、中国の登記会計士の検証を
	定後の「中外合弁経	経て験資報告書を発行した後、合弁企業はそれに基づいて出資証
	営企業法実施条例」	明書を発行する。
2014/2/20	企業法人登記管理	第三十九条 企業法人が実際に保有する資金が元の登録資金の
	条例施行細則	20%を超えて増加或いは減少する時、資金信用証明或いは験資証
	(国家工商行政管理	明を持って、元の登記主管機関へ変更登記申請をしなければなら
	総局令第63号)	ない。
2014/2/20	会社登録資本登記	第九条 会社の登録資本は会社定款により規定され、登記機関は
	管理規定	会社定款の規定に基づいて登記を行う。募集方式で設立される株
	(国家工商行政管理	式有限会社の登録資本は験資機構の験資を経なければならない。
	総局令第64号)	会社の登録資本が変化する場合、会社定款を修正し、会社登記機
		関で法に従って変更登記を行わなければならない。

以上



以下は、中国語原文と日本語対訳です。

中国語原文

商务部关于改进外资审核管理工作的通知

各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆 生产建设兵团商务主管部门:

为贯彻落实《国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知》(国发[2014]7号,以下简称《通知》)和《国务院关于废止和修改部分行政法规的决定》(国务院令第648号,以下简称《决定》),商务部就部分外商投资管理工作提出改进措施,现通知如下:

一、关于外资审核

(一)取消对外商投资(含台、港、澳投资)的公司(以下简称公司)首次出资比例、货币出资比例和出资期限的限制或规定。

认缴出资额、出资方式、出资期限由公司投资者(股东、发起人)自主约定,并在合营(合作)合同、公司章程中载明。各级商务主管部门应在批复中对上述内容予以明确。

- (二)除法律、行政法规以及国务院决定对 特定行业注册资本最低限额另有规定外,取 消公司最低注册资本的限制。
- (三)《通知》所列《暂不实行注册资本认缴 登记制的行业》的注册资本出资事项,在有 关法律、行政法规以及国务院决定未修改前, 暂按现行规定执行。

除上述暂不实行注册资本认缴登记制的行业 外,不再审核公司注册资本的缴付情况。

(四)2014年3月1日前批准的外商投资事项,投资者应继续按原合同、章程的约定履行出资义务;如需变更,投资者可向商务主管部门提出申请,各级商务主管部门应根据本通知的有关要求进行审核。

日本語対訳

商務部の外資審査管理業務改善に関する通知

各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵 団商務主管部門:

「国務院の登録資本登記制度改革方案公布に関する通知」(国発 [2014] 7号、以下略称「通知」)と「国務院の一部行政法規の廃止と改正に関する決定」(国務院令第 648 号、以下略称「決定」)を徹底的に実行するために、商務部は一部外商投資管理業務の改善措置を提出し、ここに以下のように通知する:

一、外資審査について

(一)外商投資(台湾、香港、マカオの投資を含む)の 企業(以下略称、企業)に対する初回出資比率、現金出 資比率と出資期限の制限或いは規定を取消す。

払込引受出資額、出資方式、出資期限は企業投資者(株主、発起人)が自主的に約定し、合営(合作)契約書、会社定款の中に記載する。各級商務主管部門は批復(回答)の中で上述の内容を明記する。

- (二)法律、行政法規及び国務院が特定業種の登録資本 最低限度額に対して決定したその他規定を除き、企業の 最低登録資本制限を取消す。
- (三)「通知」でいう「登録資本払込引受登記制度を暫く実行しない業種」の登録資本出資事項について、関連 法律、行政法規及び国務院の決定が改正される前は、暫 く現行規定に基づき執行する。

上述の登録資本払込引受登記制度を暫く実行しない業種を除いて、企業登録資本の払込状況を再審査しない。

(四) 2014 年 3 月 1 日前に審査承認した外商投資事項 について、投資者は元の契約、定款の約定に基づいて出 資義務を継続して履行しなければならない;変更が必要 な場合、投資者は商務主管部門へ申請を提出することが でき、各級商務主管部門は本通知の関連要求に基づき審 査を行わなければならない。



2014年7月15日第103期

(五)公司注册资本和投资总额的比例仍需符合《关于中外合资经营企业注册资本与投资总额比例的暂行规定》及其他现行有效规定。《国家鼓励发展的内外资项目确认书》和《外商投资企业进口更新设备、技术和配件证明》的办理工作仍按《商务部关于办理外商投资企业<国家鼓励发展的内外资项目确认书>有关问题的通知》(商资发[2006]201号)执行。

(六)《决定》废止了《中外合资经营企业合营各方出资的若干规定》及《〈中外合资经营企业合营各方出资的若干规定〉的补充规定》,修订了《中外合资经营企业法实施条例》、《中外合作经营企业法实施条例》和《外资企业法实施细则》关于注册资本出资的内容,各级商务主管部门应认真遵照执行。

二、关于外资统计

(七)根据《外商投资统计制度》,仍以实收资本为基础开展外资统计工作。商务部将在全口径外资管理信息系统"审批发证"项下的"投资各方及出资"模块中增加投资者出资进度及期限的内容。各级商务主管部门在发放批准证书时应在系统中录入相关内容,以此作为了解掌握投资者出资情况及汇总实际使用外资数据的基础。

(八)实际出资后,公司应当按照《公司法》、《中外合资经营企业法实施条例》、《中外合作经营企业法实施细则》等法律法规的要求向投资者签发出资证明书。出资证明书应载明:公司名称;成立日期;注册资本;投资者(股东)名称或姓名、出资方式、缴纳出资金额或提供合作条件的内容;缴纳出资日期;出资证明书的编号和核发日期。

(九)公司向投资者签发出资证明书后,应 于 30 日内将加盖公章的出资证明书副本抄 报所在地商务主管部门,并提供与出资内容 (五)企業登録資本と投資総額の比率は依然「中外合弁経営企業の登録資本と投資総額比率に関する暫定規定」及びその他現在有効な規定に合致する必要がある。「国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」と「外商投資企業の設備、技術と部品輸入更新証明書」の処理業務は依然「商務部の外商投資企業の『国家が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』を処理する関連問題の通知」(商務発 [2006] 201 号)に基づき執行する。

(六)「決定」は「中外合弁経営企業合営各側出資の若 干規定」及び「『中外合弁経営企業合営各側出資の若干 規定』の補充規定」を廃止し、「中外合弁経営企業法実 施条例」、「中外合作経営企業法実施条例」と「外資企業 法実施細則」を登録資本出資の内容に関して改正し、各 級商務主管部門は真摯に遵守、執行しなければならな い。

二、外資統計について

(七)「外商投資統計制度」に基づき、依然払込資本を 基礎として外資統計業務を展開する。商務部は全外資管 理情報システムの「審査批准証明発行」項目の「投資各 側及び出資」モジュールの中に投資者の出資進捗度及び 期限の内容を追加する。各級商務主管部門は批准証書を 発行する時にシステムに関連内容を登録し、これをもっ て投資者出資状況及び為替の実際使用外資データの理 解把握の基礎とする。

(八) 実際に出資した後、企業は「会社法」、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」等法律法規の要求に照らして投資者へ出資証明書を発行しなければならない。出資証明書には以下を明記しなければならない:企業名称;成立日時;登録資本;投資者(株主)名称或いは姓名、出資方式、払込済出資金額或いは合作を提供する条件内容;出資払込日時;出資証明書のコードと発行日時。

(九)企業が投資者へ出資証明書を発行した後、30 日 以内に公章を押印した出資証明書副本の写しを所在地 の商務主管部門へ報告し、出資内容と関連する証明資料



2014年7月15日第103期

相关的证明材料。

出资证明材料主要包括(但不限于)以下形式:

- 1.投资者以现汇或跨境人民币出资的,企业 需提交银行进账单(或具有同等证明效力的 文件)及报文;
- 2.以实物出资的,需提交实物移交与验收证明、作价依据、权属证明等;
- 3.以无形资产出资的,需视情况提交专利证书、专利登记簿、商标注册证等,与无形资产出资有关的转让合同,评估报告、投资各方对资产价值的确认文件等;
- 4.以境内人民币投资的,需提交利润来源企业的批准证书、产生利润年度财务报表、有关利润分配的董事会决议;或清算所得来源企业清算报告;或股权转让所得企业的批准证书、与股权转让相关的董事会决议。

各级商务主管部门按出资证明书载明的出资 方式、出资金额及币种(或提供合作条件的 内容)、出资时间等进行实际投资统计。

本通知执行过程中如有问题,请及时与商务部(外资司)联系。

商务部 2014年6月17日 を提供しなければならない。

出資証明資料は主に以下形式を含む(これに限らない): 1.投資者が現金或いはクロスボーダー人民元で出資する場合、企業は銀行の入金通知書(或いは同等の証明効力を有する文書)及び通知書を提出しなければならない:

2.現物出資の場合、現物移転と検査引取証書、価格設定 根拠、所有権帰属証明書等を提出しなければならない; 3.無形資産出資の場合、状況に応じて特許証明書、特許 登記簿、商標登記証書等、無形資産出資に関連する譲渡 契約書、評価報告、投資各側の資産価値の確認文書等を 提出しなければならない;

4.域内人民元投資の場合、収益源泉企業の批准証書、利 潤が発生した年度の財務報告表、利潤分配に関連する董 事会決議書;或いは清算所得源泉企業の清算報告;或い は持分譲渡所得企業の批准証書、持分譲渡と関連する董 事会決議を提出しなければならない。

各級商務主管部門は出資証明書に明記された出資方式、 出資金額及び貨幣種類(或いは合作提供条件の内容)、 出資日等に基づき実際の投資統計を行う。

本通知を執行する過程で問題が発生した場合は、速やかに商務部(外資司)に連絡すること。

商務部

2014年6月17日

【日本語仮訳:三菱東京 UFJ 銀行(中国)トランザクションバンキング部】

- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお 問い合わせください。
- ⇒ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 階 照会先: 山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007

